

金沢市営香林坊地下自転車駐車場

金沢市営柿木島自転車駐車場

金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

自転車 93台

原動機付自転車 4台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成19年11月1日から同月30日まで

4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成19年12月11日から平成20年3月11日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第283号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年12月11日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤去した自転車等の台数	
	自 転 車	台 数
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	31 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4 台
	原動機付自転車	1 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	5 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	11 台
泉1丁目地内	自 転 車	2 台
大額3丁目地内	自 転 車	2 台
千日町地内	自 転 車	1 台
片町1丁目地内	自 転 車	2 台
片町2丁目地内	自 転 車	2 台
高岡町地内	自 転 車	2 台
もりの里1丁目地内	自 転 車	1 台
田上町地内	自 転 車	1 台
末町地内	自 転 車	1 台
大桑町地内	自 転 車	1 台
西泉1丁目地内	自 転 車	6 台
西金沢3丁目地内	自 転 車	3 台
入江3丁目地内	自 転 車	5 台
新神田1丁目地内	自 転 車	1 台
桂町地内	自 転 車	1 台
示野町地内	自 転 車	1 台
示野中町地内	自 転 車	1 台

二口町地内	自 転 車	1 台
千木町地内	自 転 車	1 台
三池町地内	自 転 車	1 台
元町2丁目地内	自 転 車	1 台

- 2 自転車等を撤去した日
平成19年11月1日から同月30日まで
- 3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
平成19年12月11日から平成20年3月11日まで
 - (2) 場所
金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第284号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年12月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 名称
館山町会
- 2 規約に定める目的
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等の良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域

町の名称	字	地 番
館 山 町	ハ	全部
	ヨ	全部
	キ	1番地38、1番地41、1番地43、3番地、9番地1～9番地3、10番地、79番地、83番地～86番地、89番地～94番地を除く全部
銚 子 町	ラ	全部
	ハ	29番地2、29番地3
	ホ	24番地、97番地～99番地、104番地～108番地

- 4 事務所
金沢市館山町ハ16番地
- 5 代表者の氏名及び住所
中村 勇
金沢市館山町ハ16番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
 - (1) 民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定による解散
 - (2) 総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成19年12月11日

●金沢市告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年12月11日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指 定 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社 ジャパンケア サービス 代表取締役 対馬 徳昭	東京都港区六本木6丁目10番1号	ハッピー金沢神宮寺・訪問看護ステーション	金沢市神宮寺3丁目24番2号	平成19年 11月1日
株式会社 ジャパンケア サービス 代表取締役 対馬 徳昭	東京都港区六本木6丁目10番1号	ハッピー金沢西・ヘルパーステーション	金沢市金石東1丁目1番58号	平成19年 11月1日
株式会社 ジャパンケア サービス 代表取締役 対馬 徳昭	東京都港区六本木6丁目10番1号	ハッピー金沢弥生・ヘルパーステーション	金沢市弥生2丁目9番14号	平成19年 11月1日
株式会社 ジャパンケア サービス 代表取締役 対馬 徳昭	東京都港区六本木6丁目10番1号	ハッピー金沢笠舞・デイサービスセンター	金沢市笠舞1丁目8番18号	平成19年 11月1日
株式会社 ジャパンケア サービス 代表取締役 対馬 徳昭	東京都港区六本木6丁目10番1号	ハッピー金沢藤江・訪問入浴ステーション	金沢市藤江北3丁目306番地	平成19年 11月1日
株式会社 K S H 代表取締役 小篠 久江	金沢市高柳町七字34番地	高柳・あんずの里	金沢市高柳町七字34番地	平成19年 11月1日

●金沢市告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援を担当させる機関を指定したので同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年12月11日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指 定 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社 ジャパンケア サービス 代表取締役 対馬 徳昭	東京都港区六本木6丁目10番1号	ハッピー金沢西・居宅介護支援事業所	金沢市金石東1丁目1番58号	平成19年 11月1日

●金沢市告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を指定したので同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年12月11日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指 定 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
有限会社 金沢福祉計画 代表取締役 山川 詳	金沢市玉川町14番23号	デイサービスほっとケア玉川	金沢市玉川町14番23号	平成19年 11月1日

公 告

予防接種法（昭和20年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年12月11日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類

インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 65歳以上の者

(2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者

3 予防接種を行う期間

平成19年10月20日から同年12月31日まで

ただし、平成19年12月21日から同月31日までに65歳になる者及び心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定する者のうち平成19年12月21日から同月31日までに60歳になる者については、接種期間の終期を平成20年1月9日とする。

4 予防接種を行う場所

予防接種を行う医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医療機関名	所在地
木 嶋 保	木島脳神経外科クリニック	河北郡津幡町北中条3街区1番
嶋 裕 一	嶋医院	白山市中町32

5 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

金沢市副都心北部大河端土地区画整理組合から設立認可の申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第20条第1項の規定により、事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、平成19年12月12日から平成20年1月8日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成19年12月11日

金沢市長 山 出 保

1 縦覧期間

平成19年12月12日から同月25日まで

2 縦覧場所

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市都市整備局定住促進部区画整理課

3 縦覧時間

午前9時から午後6時まで

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）は7,174人です。

平成19年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散の請求並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職請求の場合における署名者の最低数）は、119,560人です。

平成19年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第126号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職請求の場合における署名者の最低数）は、119,560人です。

平成19年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第127号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）は、7,174人です。

平成19年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第128号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）は、59,780人です。

平成19年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

農業委員会告示

●金沢市農業委員会告示第19号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第606回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年12月11日

金沢市農業委員会

農地部長 島 田 傳 治

1 日時

平成19年12月20日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (2) 農地法第3条第1項に規定する許可の申請について
- (3) 農地競売（公買）適格者証明願について
- (4) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (6) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (7) 非農地証明願について
- (8) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

平成19年(2007年)12月11日 印刷
平成19年(2007年)12月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)